平成２３年（フ）第３０号
函館市中道１丁目30番25―Ａ31号
債務者　小川　治樹
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
函館市田家町５番28号
債務者　相田　貴士
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
函館市田家町５番28号
債務者　相田　珠美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０５号
和歌山県日高郡みなべ町山内1442番地
債務者　泰地多恵子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第７４号
長崎県南島原市深江町丁7402番地
債務者　下田眞理子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
鹿児島県霧島市横川町上ノ36番地45
債務者　牧野　正和
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
山形県米沢市中田町658番地の３県営中田第一アパート１号124号室
債務者　島津　順子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２１８０号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜207番地14、旧住所さいたま市浦和区木崎５丁目16番50―604号
債務者　李　　蓮玉
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３０号
さいたま市桜区西堀８丁目13番12―206号
債務者　石川　栄子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４号
さいたま市岩槻区加倉１丁目６番３―104号、旧住所さいたま市岩槻区西原台２丁目４番51―２号　ルミナス202号室
債務者　戸塚　健一
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
新潟県長岡市三和２丁目５番25号
債務者　渡邉　義春
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
長野県木曽郡上松町大字上松1537番地
債務者　原　　房男
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２６３号
長野県木曽郡上松町大字上松1537番地
債務者　原　いづみ
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１８号
長野県松本市双葉15番28号　双葉中央マンション807号
債務者　藤原　秀子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１３号
愛知県岡崎市北野町字東山188番地　中垣アパートＢ
債務者　渡辺　善隆
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第５３５９号
東京都品川区平塚２丁目12番16号
破産者　有限会社エリアステージ
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９８０号
東京都葛飾区立石６丁目10―７、開始決定時の住所東京都葛飾区立石５丁目５―24―204
破産者　中村　澄夫
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２７４号
千葉県市原市市原202―22
破産者　根本　勝弘
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部